

令和6年度 第1回鴻巣市環境審議会 次第

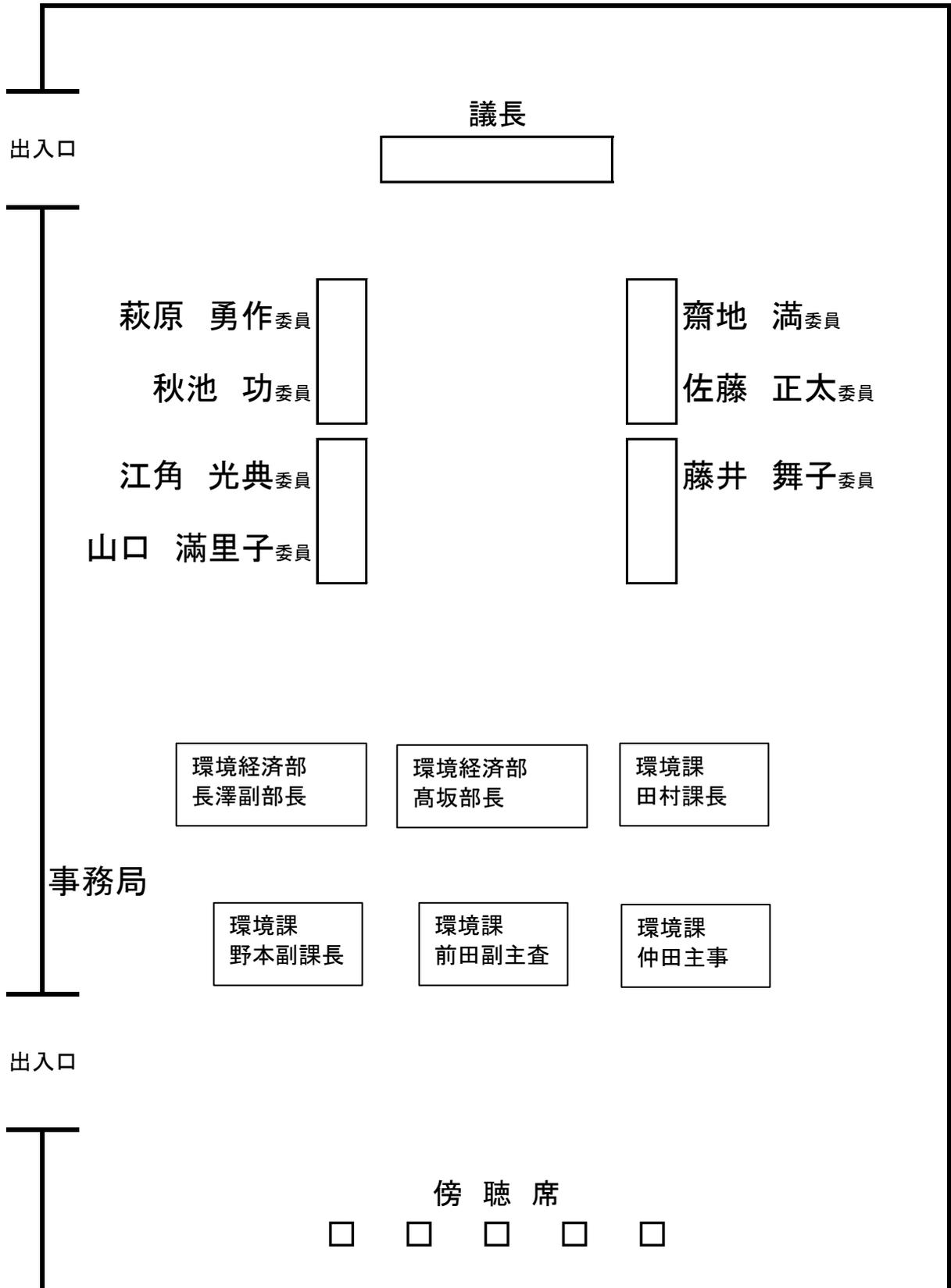
日 時：令和7年1月23日（木）

午後2時00分～

場 所：1001会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 事務局自己紹介
- 4 議事 (1) ゼロカーボンシティの実現に向けた取組（デコ活）について
 (2) 「鴻巣市の環境」について
- 5 その他（事務連絡等）
- 6 閉会

鴻巣市環境審議会 座席表



改正

平成15年3月14日条例第1号

平成17年9月22日条例第137号

平成21年3月13日条例第1号

平成25年3月28日条例第19号

平成27年3月27日条例第1号

鴻巣市環境審議会条例

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7の規定に基づき、鴻巣市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境保全の基本的事項に関すること。
- (2) 一般廃棄物の排出の抑制及び一般廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理に関すること。
- (3) その他前2号で必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係行政機関を代表する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、会議への関係者の出席又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、平成7年2月1日から施行する。

2 鴻巣市公害対策委員会条例（昭和44年鴻巣市条例第25号）は、廃止する。

附 則（平成15年条例第1号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年条例第137号）

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第19号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月27日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

鴻巣市環境審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

選出区分	団体等名称	氏名	ふりがな
識見者	埼玉県環境科学国際センター 研究所長	今井 章雄	いまい あきお
	鴻巣市立小・中学校長研究協議会 鴻巣市立馬室小学校長	齋 地 満	さいち みつる
	学校法人ものづくり大学 教授	田 尻 要	たじり かなめ
行 関 政 係 機 関	国土交通省関東地方整備局 荒川上流河川事務所 河川環境課長	笠井 英志	かさい ひでゆき
	埼玉県環境部中央環境管理事務所 所長	佐藤 正太	さとう しょうた
関 係 団 体	一般社団法人鴻巣市商工会 女性部常任委員	藤井 舞子	ふじい まいこ
	鴻巣市環境衛生連合会 役員	萩原 勇作	はぎわら ゆうさく
	鴻巣市農業委員会 農業委員	秋 池 功	あきいけ いさお
公 募 委 員	公募委員	江角 光典	えずみ みつのり
	公募委員	池澤 喜久二	いけざわ きくじ
	公募委員	山口 満里子	やまぐち まりこ
	公募委員	中根 光三	なかね みつぞう

任期：令和5年10月27日から令和7年10月26日まで

鴻巣市環境審議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鴻巣市環境審議会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、会場の都合により定めるものとする。

(傍聴の手續)

第3条 鴻巣市環境審議会の会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を傍聴人受付票に記入しなければならない。

2 傍聴希望者が第2条で定める定員を超えるときは、抽選により傍聴人を決定する

(傍聴席への入場禁止)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 酒気を帯びていると認められる者

(2) 前号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の禁止行為)

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) みだりに傍聴席を離れること。

(2) 私語、談話、拍手等を行うこと。

(3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。

(4) 飲食又は喫煙を行うこと。

(5) 帽子をかぶること。

(6) 携帯電話を使用すること。

(7) 傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等を行うこと。

ただし、議長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(8) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。

(傍聴人の退場)

第6条 傍聴人は、会議を公開しない議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(議長の指示)

第7条 この規程に定めるもののほか、傍聴人は、議長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規程は、平成29年10月4日から施行する。



「デコ活」～暮らしの中のエコろがけ～

脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動

地球環境局 デコ活応援隊（脱炭素ライフスタイル推進室）

令和6年12月



「デコ活」(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)とは

- 2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向け、2022年10月に発足した国民のみなさまの**行動変容・ライフスタイル転換**を強力に後押しするための新しい国民運動です。
- 脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの全体像・絵姿をご紹介しますとともに、**国・自治体・企業・団体等が連携**し、国民のみなさまの新しい暮らしを後押しします。

脱炭素の実現に向け、暮らし、ライフスタイルの分野でも大幅なCO₂削減が求められます。



しかし、国民のみなさまの行動に具体的に結びついていない状況です。



① 例えば10年後など、脱炭素につながる**将来の豊かな暮らしの全体像、絵姿**をお示しします。



② 国、自治体、企業、団体等で共に、**国民のみなさまの新しい暮らし**を後押しします。



国際的 (G7・G20等) にも

- 日本から**製品・サービスをパッケージにした新しいライフスタイル**の提案・発信
- **官民連携によるライフスタイル・イノベーション**の国際協調を提案・発信



国内での新たな消費・行動の喚起とグローバルな市場創出を促します。

【参考】「デコ活」の背景（1/2）

○脱炭素の実現に向けては、2030年家庭66%、運輸35%、非エネ14%、業務51%削減など、暮らしの分野でも大幅な削減が求められます。

地球温暖化対策計画（令和3年）の概要

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：地球温暖化対策計画 概要

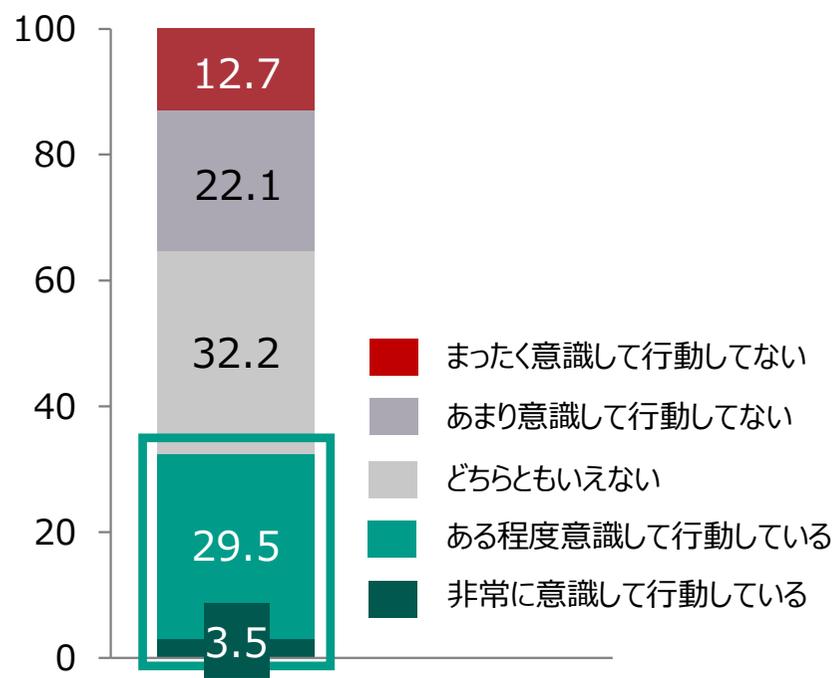
【参考】「デコ活」の背景 (2/2)

○ 9割の方々が脱炭素という用語を認知している一方、そのために何をしたらよいか分からないなど、具体的な行動に結びついていない状況にあります。

「脱炭素」という言葉を知っている人は90.8%、行動に移している人は33.1%

脱炭素について若年層では、「よくわからない」、「意識・貢献できる瞬間がない」と回答した人が約6割

どの程度脱炭素社会に向けた行動をしているか (%)



脱炭素社会の実現に向けて取り組むことについて、正直どのように思うか (とてもそう思う+そう思う) (10代~20代の回答)

回答内容	割合 (%)
正直、よくわからないので、やるべきことを決めてくれたら従う	59.4
正直、意識・貢献できる具体的な瞬間がない	58.5
正直、自分一人でやっても変わらない	56.9
正直、取り組むモチベーションが続かない	50.2

出典：博報堂「第二回 生活者の脱炭素意識&アクション調査」～2022年3月調査結果～

「デコ活」の全体像（脱炭素につながる将来の豊かな暮らしの絵姿）

○ 今から約10年後、**生活がより豊かに、より自分らしく快適・健康**で、そして2030年温室効果ガス削減目標も同時に達成する「新しい豊かな暮らし」を提案をします。



新国民運動の愛称「デコ活」

○2023年7月に愛称が「デコ活」に決定し、同年8月、ロゴマーク、メッセージ、アクション等も決定しました。



上白石
萌音
さん

サンドウィッチマン
伊達
みきお
さん

富澤
たけし
さん

依
万智
さん

小池
都知事

デコ活

西村
環境大臣(当時)

十倉
経団連会長

道場
六三郎
さん

高橋
尚子
さん

榎
太一
さん

足立
梨花
さん

田牧
そら
さん

愛称

国民に広く公募し（8,200件の応募）、愛称公募選定会議で「デコ活」※に決定（生みの親↑）
※二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と環境に良いエコ(Eco)を含む"デコ"と活動・生活を組み合わせた新しい言葉

普及浸透



実践

◆ ロゴ・メッセージ・アクション



◆ “くらしの10年ロードマップ”を策定 進捗フォローアップを行い計画的に実行

デコ活アクション

まずはここから

- デ** 電気も省エネ 断熱住宅
- コ** こだわる楽しさ エコグッズ
- カ** 感謝の心 食べ残しゼロ
- ツ** つながるオフィス テレワーク

「デコ活」を冠した組織・制度・予算について

○関連する組織・制度・予算に「デコ活」を冠した愛称を付け、ワンメッセージで「デコ活」の普及を後押しします。

組織・制度・予算	愛称
環境省 脱炭素ライフスタイル推進室	デコ活応援隊
新国民運動・官民連携協議会	デコ活応援団
豊かな暮らしを後押しする関連予算すべて	デコ活予算
全国地球温暖化防止活動推進センター	デコ活ジャパン
地域地球温暖化防止活動推進センター	デコ活ローカル
地球温暖化防止活動推進員	デコ活推進員

一般会計、エネルギー対策特別会計におけるデコ活関係予算の合計 2,940億円（令和5年度補正予算及び令和6年度当初予算）

- ・ 「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）推進事業：38億円
- ・ 食品ロス削減、サステナブル・ファッション等の推進及び「デコ活」を契機としたライフスタイル変革推進事業：5.7億円
- ・ 断熱窓への改修促進等による住宅の省エネ・省CO₂加速化支援：1,350億円
- ・ 商用車の電動化促進事業：409億円 など

「デコ活アクション」について

- 具体的な取組の事例として、3分野、計13種類の「デコ活アクション」を決定しました。
- 以下の事例に限らず、暮らしが豊かになり、脱炭素などに貢献していくものは、すべて「デコ活アクション」です。

分類		アクション
まずはここから	住 デ	電気も省エネ 断熱住宅 （電気代をおさえる断熱省エネ住宅に住む）
	住 コ	こだわる楽しさ エコグッズ （LED・省エネ家電などを選ぶ）
	食 カ	感謝の心 食べ残しゼロ （食品の食べ切り、食材の使い切り）
	職 ツ	つながるオフィス テレワーク （どこでもつながれば、そこが仕事場に）
ひとりでのCO2が下がる	住	高効率の給湯器、節水できる機器を選ぶ
	移	環境にやさしい次世代自動車を選ぶ
	住	太陽光発電など、再生可能エネルギーを取り入れる
みんなで実践	衣	クールビズ・ウォームビズ、サステナブルファッションに取り組む
	住	ごみはできるだけ減らし、資源としてきちんと分別・再利用する
	食	地元産の旬の食材を積極的に選ぶ
	移	できるだけ公共交通・自転車・徒歩で移動する
	買	はかり売りを利用するなど、好きなものを必要な分だけ買う
	住	宅配便は一度で受け取る

「デコ活」における連携・サポートの例

- 「デコ活」における主な連携・サポートは、以下のとおりです。
- 詳細は、ポータルサイト (<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>) をご確認ください。

●「デコ活応援団」による連携・マッチング

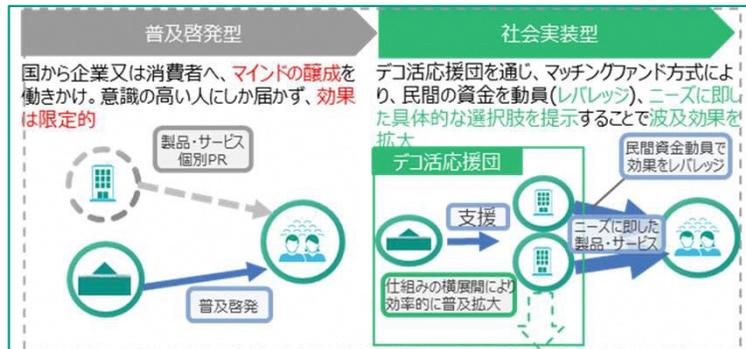


●脱炭素型「取組・製品・サービス」の発信

<p>デジタルも駆使して、多様な快適な 働き方、暮らし方 を後押し (テレワーク、地方移住、ワーケーションなど)</p> <p>1</p>	<p>脱炭素につながる新たな暮らしを支える 製品・サービス を提供・提案</p> <p>2</p>
<p>インセンティブ や効果的な情報発信 (気づき、ナッジ) を通じた行動変容の後押し (消費者からの発信も含め)</p> <p>3</p>	<p>地域 独自の (気候、文化等に合わせた) 暮らし方の提案、支援</p> <p>4</p>



●「補助金」による社会実装型取組支援



●「デコ活応援隊」による後押し・サポート



官民連携でみなさまの行動変容・ライフスタイル転換を後押しします！

「デコ活応援団」(官民連携協議会)の役割・機能

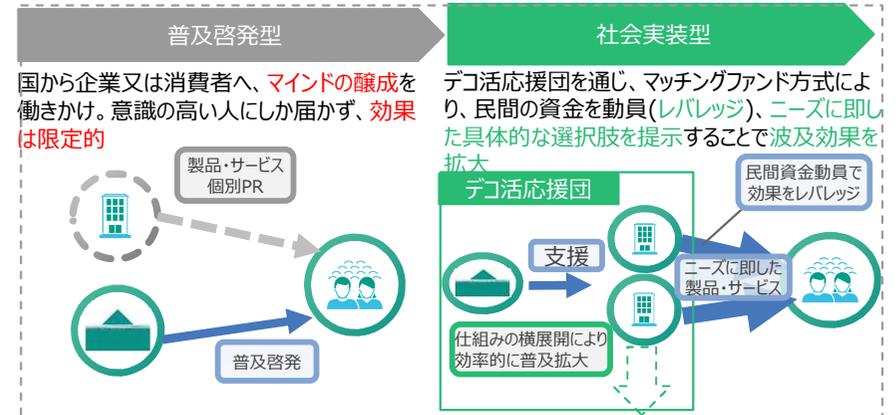
- 官民連携で「デコ活」の効果的な実施につなげるため、プラットフォームとして、企業・自治体・団体等による官民連携協議会を新国民運動と同時に立ち上げ、一体的な展開を図っています。
 - 「デコ活応援団」の位置付け=国・企業・自治体団体等の連携・実践の場&情報共有・意見交換の場
 - 官民連携実践プロジェクトの組成から実施、フォローまで事務局等がサポートします。
- 参画者間のマッチング・案件形成・情報発信・補助金**などの支援が可能ですのでお気軽にご相談ください！

「デコ活」推進に係る社会実装型取組等支援

マッチングファンド方式により、民間の資金やアイデア等を動員し、「新しい豊かな暮らし」を支える製品・サービスを効果的・効率的に社会に実装するためのプロジェクトを実施。※補助率：定額(1/3相当)



「デコ活応援団」
(新国民運動官民連携協議会)



※詳細は、[一般社団法人地域循環共生社会連携協会 \(一般社団法人低炭素社会創出促進協会\) \(rcespa.jp\)](http://rcespa.jp) からご確認ください。

「デコ活応援団」におけるスモールグループの運用・テーマ設定

- デコ活応援団内で個別テーマに係るスモールグループを運用し、積極的な議論を行う場を設定しています。
- スモールグループへの参加の希望や新規テーマ設定についても常時、受け付けています。

テーマ	人数	議論中の論点・これまでのご意見
①住宅	128	<ul style="list-style-type: none"> 消費者にとってストック（既存住宅）の省エネ化の優先度を向上させる取組方法の策定 断熱における課題の特定と、消費者の関心を高める効果的な訴求方法の検討
②インセンティブ/ポイント	140	<ul style="list-style-type: none"> インセンティブを用いた脱炭素の啓発方法検討
③モビリティ	100	<ul style="list-style-type: none"> ユーザーがエコドライブ等の取組を自発的、もしくは能動的に実施可能な仕組みの形成方法検討
④食	96	<ul style="list-style-type: none"> 企業間連携により、自律分散型の地産地消を実現できる具体手段の検討 食の生産、物流の中で、最も脱炭素へのインパクトが大きい分野の特定
⑤宅配/通販	68	<ul style="list-style-type: none"> エコドライブの訴求方法検討 利用者の利便性と環境への配慮の判断軸の策定
⑥サステナブルファッション	74	<ul style="list-style-type: none"> 消費者の衣服リサイクルへの意識を向上させる訴求手段・方法の検討
⑦教育	111	<ul style="list-style-type: none"> 従業員へ向けた学習環境の整備方法の検討 子供が自分ごととして行動できる教育方法の策定
⑧GHG見える化	152	<ul style="list-style-type: none"> 見える化から、行動変容に繋がる仕組みの策定

テーマ	人数	議論中の論点・これまでのご意見
⑨プラスチック	94	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルの原料収集、原料の選別等の、リサイクルの各工程における課題の特定 上記を解決する技術・運用方法の共有・策定 マイボトル等の、消費者を巻き込んだプラスチック削減方法の策定と、課題の特定
⑩意識啓発	143	<ul style="list-style-type: none"> 省エネに対するネガティブイメージを払拭するための対応方針策定 知識の蓄積のみならず、環境問題を自分ごととして捉え、行動を促すための啓発方法の策定 脱炭素を啓発する適切なターゲットの選定
⑪ワーケーション	56	<ul style="list-style-type: none"> 再エネ活用に向けた実証実験とワーケーションを融合した取組事例の共有 地域住民との効果的な連携方法の策定
⑫生物多様性	90	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の数値化、計算方法の検討 企業の生物多様性保全に向けた行動指針策定
⑬廃棄物	99	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物のリサイクルにおける課題・原因の特定 ⇒全国規模の一斉回収が難しい ⇒コストが高い（特に複合素材のリサイクル） ⇒運輸時にCO2が排出される
⑭若者	57	<ul style="list-style-type: none"> 消費者の環境配慮型商品への購買意欲を向上させる取組方法の検討 ⇒企業間イベント、インセンティブ付与の検討

※令和6年12月4日時点

「デコ活宣言」/取組・製品・サービスの発信/「#デコ活」による発信

- 「デコ活」推進のため、組織（企業・自治体・団体）、個人単位で「デコ活宣言」を呼びかけています。「デコ活宣言」を実施いただくことで、ダウンロードツール等をご利用いただくことができます。
- ポータルサイトにおいて、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを支える取組・製品・サービス」の登録を広く受け付けています。
- 登録いただいたものは、ポータルサイトやSNS等で発信します。
- 日々の「デコ活」の取組を「#デコ活」としてSNS等で発信し、広めていただくこともお願いしています。

脱炭素に資する取組・製品・サービス

デジタルも駆使して、多様な
快適な **働き方、暮らし方**
を後押し（テレワーク、地方移住、
ワーケーションなど）



1

脱炭素につながる新たな暮らしを支える**製品・サービス**を
提供・提案



2

インセンティブ や効果的な
情報発信（気づき、ナッジ）を
通じた行動変容の後押し
(消費者からの発信も含め)



3

地域 独自の（気候、文化等
に応じた）暮らし方の提案、
支援



4

デコ活宣言

11,184主体

環境省として宣言したほか、企業・自治体・団体・個人が宣言
令和6年12月4日時点

宣言①：製品、サービス、取組展開を通じてデコ活を後押しします！

宣言②：生活・仕事の中で、デコ活を実践します！

#デコ活

(コメントのサンプルです。コピーしてご活用ください)

デコ活しました！

<https://ondankataisaku.env.go.jp/dekokats>
u/ #デコ活

ポータル登録数:514件
(デジタル関係:59件、製品・サービス:251件、インセンティブ:
159件、地域:45件 ※重複有)
令和6年12月4日時点

 **デコ活**
暮らしの中のエコロがけ

「くらしの10年ロードマップ」の策定

○デコ活応援団における協議やパブリックコメントの内容を踏まえ、2024年2月に「くらしの10年ロードマップ」を策定しました。

策定の背景

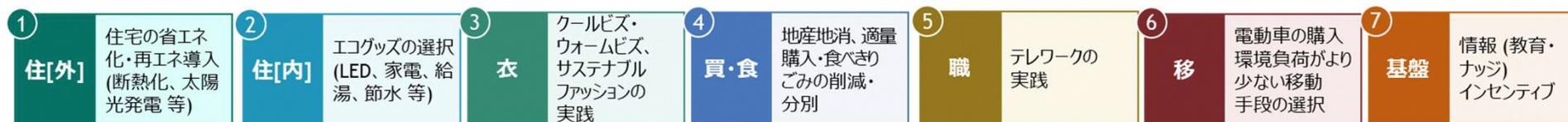
「新資本主義実行計画（R5.6.16閣議決定）」に基づき、国民のみなさまの行動変容・ライフスタイル転換を促し、脱炭素につながる新しい価値創造・豊かな暮らしを実現するために必要な方策・道筋を示すべく策定しました。

※「新資本主義実行計画（R5.6.16閣議決定）」における記載内容

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしをつくる国民運動」を通じ、国民・消費者の行動変容・ライフスタイル変革等を促すため、グリーンライフ・ポイントやナッジの活用等も含めたロードマップを2023年度中に策定する。」

分野と今後

絵姿に基づき、暮らしの全領域（衣食住・職・移動・買物）を7つの分野に分けました。



進捗は毎年、フォローアップを行い、必要に応じて取組・対策を強化します（PDCAサイクルの着実な実施）。なお、その際、必要な項目は「家庭CO₂統計」等を利用し、効率的かつ効果的な調査や把握を行います。

また、中間地点で進捗評価を行い、必要に応じてロードマップを見直します。

「くらしの10年ロードマップ」(概要)

○初めて**国民・消費者目線**で、**脱炭素につながる豊かな暮らしの道筋**（課題と仕掛け）を**全領域**（衣食住・職・移動・買物）で明らかにし、**官民連携**により行動変容・ライフスタイル転換を促進します。

国民にとってのボトルネック

意欲

- 導入メリット・意義が不明
- 昔のイメージのまま敬遠
- 手間・難しさの忌避感
- 問題への理解・関心不足

実践

- 初期費用・大規模支出
- 導入に時間がかかる
- 機会・情報が限定・不十分
- 慣習・制度が実践を妨ぐ

課題解消に向けた仕掛け (主な対策)

	2024~2026	2027~2029	2030~
メリット・意義、最新情報を導入機会と同時に伝達（商業・公共施設等を体験・体感の場に）			
新築/既存住宅リフォーム+太陽光発電設備・高効率給湯器等のパッケージ化			住
商品・ブランド別のエシカル度の見える化			衣
サステナブルツアー（出張・旅行等）、カーボンオフセット付き旅行保険等			移
科学的情報等を行動とセットで提供（DXを活用したワクワク感、楽しさなどの動機付け）			基盤
サブスクリプション型サービスやPPA・リース、環境配慮型ローン等の提供拡大			
公的支援情報を分かりやすく提供し、複数補助制度の一括申請の受付を拡大			住
通常リフォームに合わせた+aの断熱、家電販売時の省エネ・再エネのパッケージ提案			住
リペア、アップサイクル・染め直し等、衣類の交換会、回収リサイクルの場の拡大			衣
フードシェアリング、フードドライブ・フードバンク活動、エシカル商品サービス等の拡大			買・食
テレワークとマッチするよう必要に応じてルール見直し、必要なサービス・インフラ・情報提供			職
データ活用した行動見える化、デマンドレスポンス、住民・従業員へのインセンティブ拡大			基盤
費用対効果に優れた気付き・ナッジの提供			基盤

行動制約

行動変容・ライフスタイル転換



環境省 地球環境局 デコ活応援隊(脱炭素ライフスタイル推進室)

[隊長(室長)] 島田

[担当] 井原、飯田、稲谷、金井、郡司、中村(幸)、中山、金井塚
奥野、武内、竹満、名越、野口、松本、中村(広)

住所:〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

E-mail: decokatsu@env.go.jp TEL:03-5521-8341(直通) ※土日祝除く



デコ活応援団事務局(ボストン・コンサルティング・グループ(BCG))

E-mail: Decarbonized@bcg.com TEL:03-6387-7198(直通)※土日祝除く

※デコ活応援団に関することはなんでもご連絡ください!



デコ活ローカル (地域地球温暖化防止活動推進センター)

全国に59か所、どこでも相談が無料でできます。各デコ活ローカルの連絡先等は[こちら](#)から!

デコ活ジャパン (全国地球温暖化防止活動推進センター)

※全国各地で身近な相談先をお求めであればこれらの機関にご連絡ください!

ゼロカーボンシティの実現に向けた 本市の取組について

鴻巣市

地球温暖化対策実行計画について

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、その区域の自然的社会条件に応じて、温室効果ガスの排出量削減等を推進するための総合的な計画

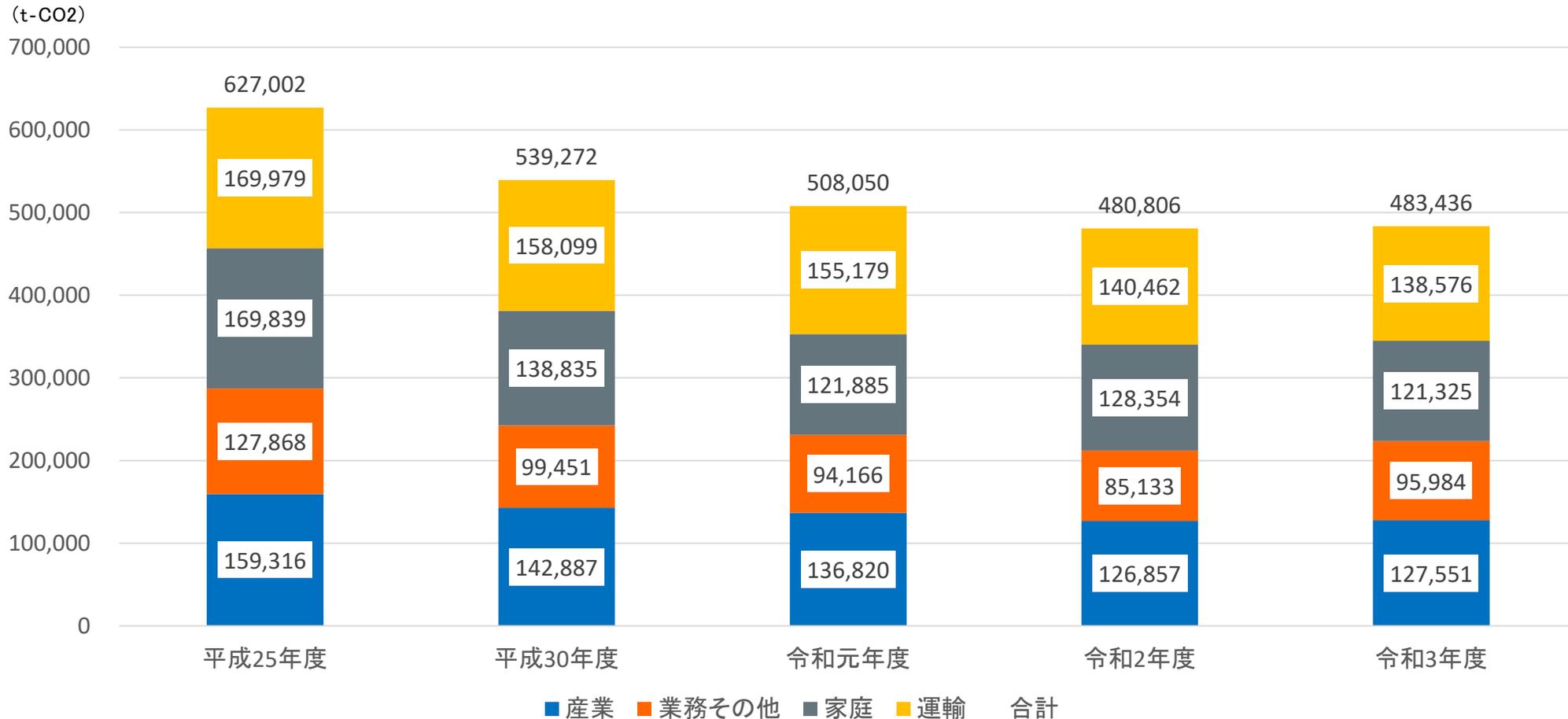
◆ 令和5年3月に策定

➤ 削減対象とする温室効果ガスはエネルギー起源CO₂

➤ 削減目標は平成25年度(2013年度)比で令和12年度(2030年度)排出量を45%削減

➤ 温室効果ガス排出削減等に関する対策・施策として7つの目標を定める

本市のエネルギー起源CO2排出量



企業と連携した取組について(1)



令和6年4月 株式会社シードと覚書を締結

- ◆使い捨てコンタクトレンズの空ケース(ブリスター)の拠点回収を開始
- ◆令和元年から実施している取組で、コンタクトレンズのブリスターを回収し、資源としてリサイクルするもの
- 回収したブリスターは、プラスチックリサイクル事業者によって購入され、物流のプラスチックパレットに生まれ変わるもの
- 収益は海洋ごみ問題解決に向けて活動している団体へ全額寄付される
- ◆令和6年12月末時点で約21キログラム回収

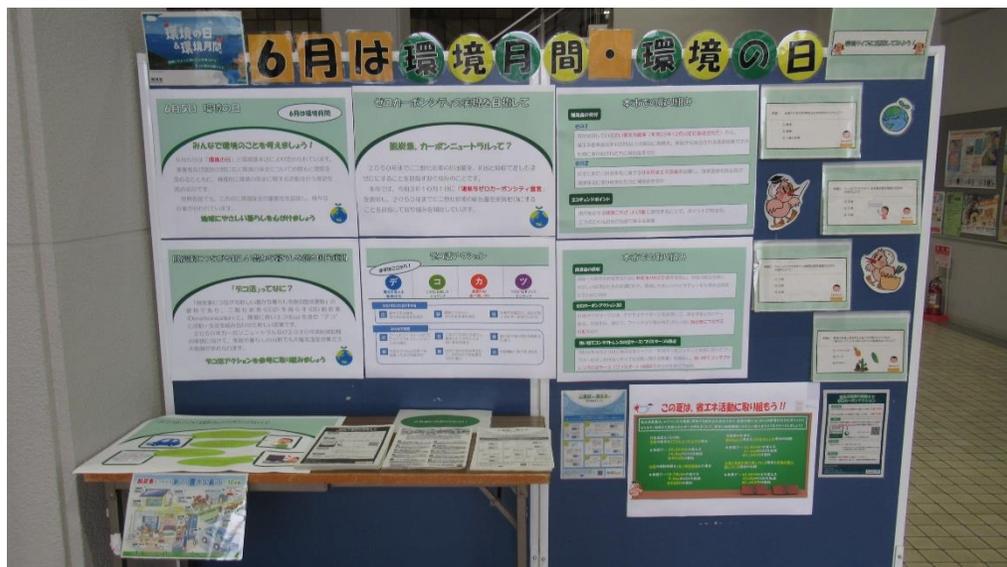
企業と連携した取組について(2)



令和6年5月 パナソニック株式会社と覚書を締結

- ◆ パナソニック株式会社から貸与された生ごみ処理機を使用し、市民に対して無料で貸し出す「生ごみ処理機お試しレンタル事業」を開始
- ◆ 貸出台数は10台で、貸出期間は30日以内
- ◆ 令和6年10月から貸出を開始し、12月利用分まで延べ30台利用されている
- ◆ 利用者からの主な意見は以下のとおり
 - ごみの減量などの効果が実感できた
 - 補助金を利用して購入したい
 - 試しに使うことができて良かった

本市の取組について(1)



広報、ホームページ、パネル展示、フラワーラジオでの放送等による啓発の実施



毎月第1月曜日をフードドライブの日として実施
鴻巣市社会福祉協議会や子ども食堂へ提供

本市の取組について(2)



市内中学校生徒に対し、地球温暖化対策について本市の取組等を紹介

補助金の交付による脱炭素化の推進
◆「家庭でできるゼロカーボン」として補助を実施

- 住宅用省エネルギー設備設置費補助金

エネファーム、蓄電池等の設置に係る費用に対して補助を実施

- 省エネ家電製品買換え促進事業補助金

10年以上前に製造された冷蔵庫から最新の省エネタイプにももの買い換えた方に補助を実施

鴻巣市の環境



令和5年度
(令和4年度実績)

鴻 巣 市

本書の発行目的

本市では、環境の保全及び創造を推進し、自然と人間が共生できる環境にやさしいまち鴻巣市をつくるため、平成12年6月30日に「鴻巣市環境基本条例」を制定し、同年10月1日から施行いたしました。

条例では、環境の保全及び創造について、基本理念を定めるほか、市、市民、事業者及び民間団体の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進することとなっており「鴻巣市環境基本計画」を策定して取組を進めております。

「鴻巣市の環境」は、基本計画で定めた環境の保全及び創造に関する施策について、本市が講じた取組の結果を取りまとめたものです。

本書により、多くの市民、事業者及び民間団体の方々の環境問題に対する理解が深まるとともに、本市における環境の保全及び創造の一助となることを目指しています。

● 鴻巣市環境基本条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民、事業者及び民間で組織する団体（以下「民間団体」という。）の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（報告書）

第8条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を鴻巣市議会及び鴻巣市環境審議会に提出するとともに、これを公表するものとする。

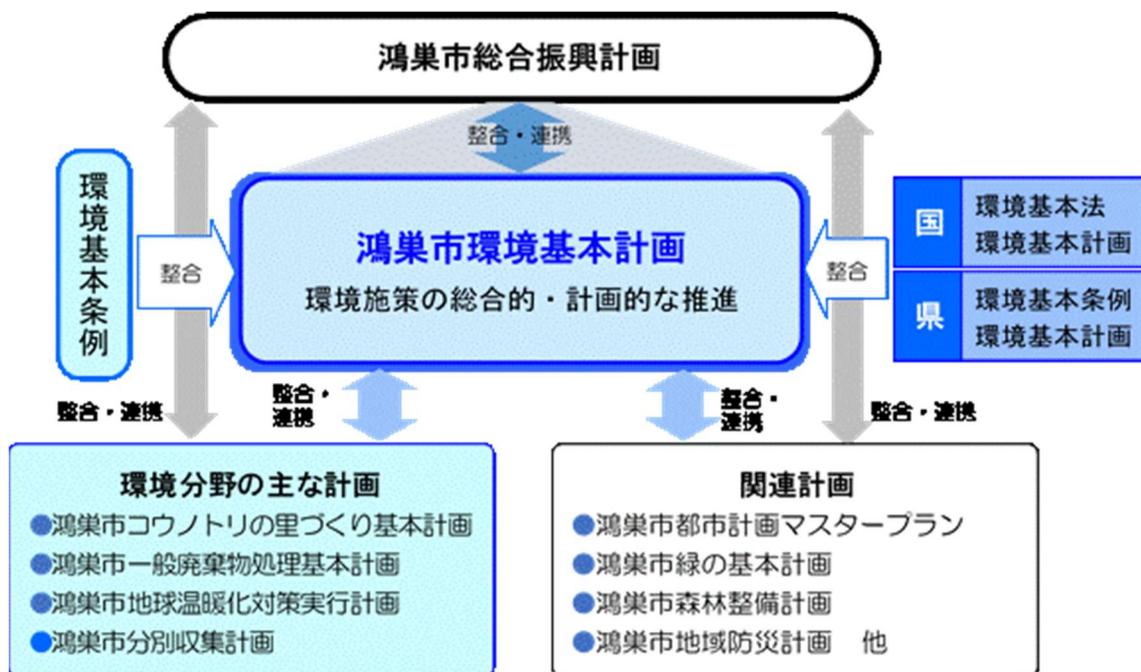
第1章 環境基本計画の概要

1 計画の基本的事項

(1) 計画の目的と位置付け

「鴻巣市環境基本計画」は、市政運営の指針を定めた鴻巣市総合振興計画の環境政策における個別計画として位置付けられ、市が市民や事業者との協働のもとで環境行政を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定されています。

そのため、総合振興計画はもちろん、環境分野の計画や都市計画マスタープランなどの関連計画、環境に影響を及ぼすと認められる全ての施策の策定・実施において、本計画との整合・連携が図られている必要があります。



環境基本計画の位置付け

(2) 計画期間

環境基本計画は、計画期間を平成30年度から令和9年度までの10年とし、施策・事業等の進捗状況、本市を取り巻く社会情勢・経済情勢の変化や、国・県の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

2 計画の進行管理

環境基本計画では、PDCAサイクルの考え方を取り入れ、計画に基づく取組がどれだけ進んでいるのかを明らかにするための客観的な「モノサシ」となる指標を設定し、その点検・評価、見直し、次年度の事業実施への反映といったマネジメントサイクルの中で進行管理を行うことにより計画の実効性を高めています。